

港湾労働者の雇用と生活保障制度に関する協定書

昭和 54 年 5 月 30 日

社団法人 日本港運協会

全国港湾労働組合協議会

港湾労働者の雇用と生活保障制度に関する協定書

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会は輸送体制ならびに荷役手段等の形態変化に伴う港湾合理化に関し、事前協議制度を確立し、港湾労働者の雇用の確保とあわせて、港湾における秩序ある労使関係を図るため、下記の通り協定する。

記

1. (港湾労働の職域)

- (1) 港湾を通過するすべての貨物の荷役作業及びこれに前後した関連作業は、すべて港湾運送事業者の業域ならびに港湾労働者の職域とする。
- (2) 労使双方は、上記確認に基づき港湾労働者の雇用の拡大のため中央及び地方で努力するものとする。

2. (事前協議制度)

- (1) 輸送体制ならびに荷役手段等の形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する。
- (2) 事前協議は中央及び地方で協議するものとする。
- (3) 事前協議は原則として2ヶ月以前に行なうものとする。

3. (港湾労働者の保障制度)

- (1) 4.20協定に基づき、港湾労働者生活保障基金制度を確立する。
- (2) 基金制度の管理運営及び財源等については労使協議してきめる。
但し、当面の措置として財源については~~付~~日本港運協会が責任をもつて確保する。
- (3) 基金制度の内容は次の項目とする。

1. 港湾労働者年金制度

ロ. 最低保障賃金制度

ハ. 職業訓練制度

二. 転職資金制度

(4) 基金制度の具体的な内容については、労使双方で構成する小委員会を設置し、早急に協議することとする。

イ. 対象者の登録

ロ. 保障に関する基準の設定

(5) 実施期日は、昭和55年1月1日を目指とする。

但し、

イ. その間、合理化による企業倒産及び事業縮少等により、既存の港湾労働者の解雇問題等が生じた場合、港毎の協議により再雇用など就労保障についての努力を行なう。

ロ. 止むを得ず他の職業に転職せざるを得ない場合は、小委員会の協議に基づき協定日にさかのぼつて転職資金を支給する。

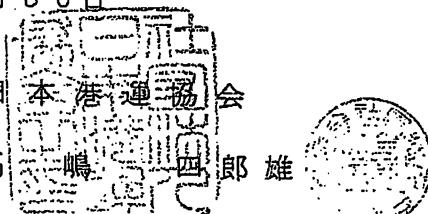
(6) 適用対象港は当分の間六大港とする。

但し、地方港についても適用する方向で引き続き協議する。

昭和54年5月30日

社団法人 日本港湾労働者会

会長 高嶋四郎雄



全国港湾労働組合協議会

議長 吉岡徳次

